

# 松戸市 若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

松戸市では、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送れるよう、介護保険制度等の対象にならない若年のがん患者とご家族の負担を軽減するため、在宅サービス利用料等の一部費用を補助します。

【令和5年7月から開始】

## 1. 対象者 以下の全てに該当する方 枠

- ① 40歳未満の松戸市に住所を有する方
- ② がん患者で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みのない状態に至ったと判断した方
- ③ 在宅生活の支援や介護が必要な方

## 2. サービス内容 以下①～⑤のサービスは介護保険指定事業者等を利用してください。

サービス内容	利用上限額（基準額）	補助上限額 ※利用料の9割
① 訪問介護	80,000円／1か月	72,000円／1か月
② 訪問入浴介護		
③ ケアマネジャーの利用		
④ 福祉用具の貸与※1		
⑤ 福祉用具の購入※2		
⑥ 医師の意見書作成に係る費用	利用上限額の内 5,000円まで	補助上限額の内 4,500円まで
⑦ 通院等に係るタクシー運賃	利用上限額の内 20,000円まで	補助上限額の内 18,000円まで

※1 ④貸与対象の福祉用具

※2 ⑤購入対象の福祉用具

- ・手すり ・スロープ ・歩行器
- ・歩行補助つえ ・車いす（付属品含む）
- ・特殊寝台（付属品含む） ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器 ・移動用リフト
- ・自動排せつ処理装置

- ・腰掛便座 ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトのつり具部分
- ・排せつ予測支援機器



※ 他の事業で同様のサービスを利用できる場合、当該サービスに係る経費は対象外です。

## 3. 補助額

1か月当たりの利用料に対し上限8万円を基準とし、各サービス利用料の9割を補助します（最大で月額7万2千円）。生活保護を受けられている方は10割となります。基準額を超過する額と、基準額内で利用した費用の1割は、ご本人の負担になります。

（例：1か月の利用料 70,000円：下記のA～Dを利用した場合）→ 補助額61,200円、自己負担8,800円

A：訪問介護 40,000円 B：福祉用具の貸与 18,000円 C：医師の意見書 7,000円 D：タクシー運賃 5,000円

→ 【補助額の計算 A、B、Dの合計：63,000円×9割＝56,700円（自己負担1割：6,300円）、C：5,000円×9割＝4,500円が補助額（基準額の超過額2,000円＋自己負担1割500円＝自己負担：2,500円）】

【申請窓口・お問合せ先】 事前に、ご相談ください。

松戸市ホームページQRコード

松戸市 健康推進課 〒271-0072 松戸市竹ヶ花74-3  
TEL：047-366-7485 FAX：047-363-9766



## 4. 利用の流れ

※事前にご相談ください。

① 利用の申請 以下の書類を松戸市健康推進課に提出してください（持参又は郵送）。

- 松戸市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- 主治医意見書 等

### ② 利用決定

申請内容を審査し、決定の場合は、利用決定通知書を郵送します。

### ③ サービスの利用

利用者とサービス提供事業者（表面2の①～⑤のサービスは介護保険指定事業者）がサービス内容について協議した上で、必要に応じて契約を結び、利用を開始してください。

※受領委任払いの場合は、利用者がサービス提供事業者に同意を得てください。

④ 補助金の申請と請求 以下の書類を松戸市健康推進課に提出してください（持参又は郵送）。

- 松戸市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書
- サービス利用報告書
- 領収書、サービス利用明細書（内容、回数、金額が分かるもの）
- 委任状（利用者以外の申請又は受領委任払いの場合）
- 受領委任払い同意書（受領委任払いの場合）

※サービスを利用した日から起算して1年以内に月単位にまとめて提出をしてください。

**支払い方法**（※事業者の同意があれば受領委任払いも可能です）

**【償還払い】** サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払います。  
その後、利用者は、市に補助額を請求してください。



**【受領委任払い】** サービス提供事業者の同意が必要です。

サービス提供事業者に自己負担金を支払います。その後、サービス提供事業者は、市に補助額を請求してください。

※受領委任払い対象サービス：医師の意見書作成に係る費用、一般タクシーの利用以外



### 受領委任払いの注意点

- 事業者によっては受領委任払いができない場合がございます。
- 利用者が自己負担金をサービス提供事業者を支払った後に、市に申請した補助額に間違いがあった場合（補助上限額を超えている等）は、利用者とサービス提供事業者間で精算が必要ですので、十分にご注意ください。

### ⑤ 補助金の支払い

申請書の審査後、市から交付決定通知書を発送し指定の口座に補助金を支払います。